

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	6	提案日	第 10 回 協議会 平成17年 1月26日	協議日	第 10 回 協議会 平成17年 1月26日
協議項目	新市建設計画（その3）			関係項目	
調整方針(案)	新市まちづくり計画（案）を下記のとおり修正する。			協議結果	方針案のとおり

長野県との事前協議に伴う意見

頁・行	意見内容	対応(案)
P59 (2)新市における 長野県事業 保健・医療施策 の充実 3行目	第4節 県事業の取組み 第2次救急医療体制の確保を図るため、病院群輪番制参加病院への財政的支援を引き続き行います。	削除

上記以外の修正

頁・行	修正(案)		理 由
	旧	新	
P23 下欄・脚注 *14 地域自治区 1行目	住民と行政の連携を図るために、条例に基づいて設置する区域。市町村長が地区住民から選任する地域審議会と事務を分掌する事務所をおくことができる。	住民自治を充実するために条例等により設置する区域。区には住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所を置く。	法制度であり、正確な記載が必要なため。
P39 農業の振興 3行目	土地改良事業や用排水路・農道整備等の生産基盤の整備により、	土地改良事業（用排水路・農道整備等）その他の農業生産基盤整備により、	「土地改良事業」、「用排水路・農道整備等」、「生産基盤の整備」は、同等の内容を重複して示しているため。
P67・表中 5 地方譲与税・ 交付金 4行目	交付金は、国税及び収納金	交付金は、国税、都道府県税及び収納金	利子割、ゴルフ場利用税等は都道府県税であるため。